

青森県報

第千八百七十七号

平成十三年六月一日(金曜日)

目次

告示

○字の区域及び名称の変更……………	(市) 興町課 …… 一
○右 同……………	(同) …… 二
○特定第三号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(団体) 善課 …… 三
○保安林皆伐許容面積の限度……………	(林政) 課 …… 三
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可……………	(農村) 整備課 …… 五
○県営土地改良事業計画変更の決定……………	(同) …… 五
○換地処分……………	(都市) 計画課 …… 六
○右 同……………	(同) …… 六
出先機関	
○土地改良事業の工事の完了……………	(上) 地方農林水産事務所 …… 六
公安委員会	
○型式の検定適合遊技機……………	(生活) 安全企画課 …… 六
正 誤	
○平成十三年五月九日定例目次及び告示中……………	(財) 政課 …… 七
○平成十三年五月二十三日定例告示中……………	(漁) 港漁場整備課 …… 七

告 示

青森県告示第三百六十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、青森市長から青森市の字の区域及びその名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域及びその名称の変更は、平成十三年六月二日からその効力を生ずるものとする。

平成十三年六月一日

青森県知事 木 村 守 男

青森市

大字石江字三好一、二の一から二の四まで、三、四、五の一から五の四まで、六、七の一、七の二、八から一〇まで、一一の一から一一の三まで、一二、一三の一、一三の二、一四、一五の一から一五の三まで、一六、一七の一、一七の二、一八、一九、二〇の一から二〇の三まで、二一の一、二二の四、二二の五、二二、二四の一、二五の一、二五の三から二五の六まで、二六の一、二六の二、二七の一、二七の三、二八の一、三五の二の一部、三五の五の一部、四七の二から四七の四までの各一部、四八、四九の一の一部、四九の二、四九の四、四九の五、五〇の一から五〇の四まで、五〇の六から五〇の一まで、五一の一、五一の三、五一の四、五三の一、五三の三、五三の四、五四の一、五四の三、五四の四、五五の一の一部、五五の二、五六、五七の一の一部、五七の二の一部、五八の一の一部、六〇の一部、七五の一部、七六の二の

一部、七六の三の一部、七七の一、七七の三から七七の六まで、七八の一、七八の四から七八の九まで、八一の二、八一の三、八二の二、八二の四から八二の六まで、八三の一、八三の二の一部、八三の九から八三の一二まで、八四の一の一部、八四の二の一部、八五の一の一部、大字石江字富田三五三の五、三五三の六、三五五の三、三五六の二、三五七、三五八、三五九の一、三五九の二、三六〇の一、三六一、大字新田字扇田三二二の九、三二二の一〇、三二五の九、三二五の一〇、三二六の一、三二七の一、三二七の三、三二七の四、三二八の一、三二八の五から三二八の七まで、三二九、三三〇の一、三三〇の八、三三〇の九、三三七の三、三四四から三五〇まで、二五二の二、二五二の一、二五二の二、二五三の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を新たに三好一丁目とする。

大字石江字三好三五の二の一部、三五の五の一部、四七の一、四七の二から四七の四までの各一部、四七の七から四七の一七まで、四九の一の一部、五五の一の一部、五七の一の一部、五七の二の一部、五八の一の一部、五九、六〇の一部、六一の一、六一の二、六二の一から六二の四まで、六五の一、六五の四、六五の一〇から六五の一五まで、六六の三から六六の五まで、七〇の三、七〇の四、七〇の六、七〇の七、七〇の九、七〇の一一、七〇の一二、七〇の一四、七〇の一五、七〇の一から七〇の四まで、七二の一、七二の三から七二の一〇まで、七三の一、七三の二、七四の一、七四の二、七五の一部、七六の一、七六の二の一部、七六の三の一部、三の二の一部、八四の一の一部、八四の二の一部、八五の一の一部、一一二の二、一一二の一、一一三の一、一一三の三、一一三の四、一一五の一、一一五の五、一一六の一、一一六の三、一一六の七、一一七の一、一一七の二、一一七の五、一一八の四、一一八の三、一一八の五、一一九の九、一一九の一、一二〇の一、一二〇の三、一二〇の五、一二四の二、一二四の四、一二五の五、一二五の六、三〇三の一、三〇三の二、三〇四の一、三〇四の二、三〇五の一、三〇五の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を新たに三好二丁目とする。

青森県告示第三百七十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第二項の規定により、青森市長から青森市の字の区域及びその名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域及びその名称の変更は、平成十三年六月二日からその効力を生ずるも

のとす。

平成十三年六月一日

青森県知事 木村守男

青森市

大字浜田字豊田一四八の九、一四八の一〇、一六七の一、一六七の二の一部、一六七の三の一部、一六七の七から一六七の一〇まで、一六八の五、一七〇の一、一七〇の五、一七〇の六、一七〇の一一、一七四の一七、一七四の一八、二一三、二二五の一、大字八ッ役字矢作一の四九の一部、三二の四の一部、三六の二の一部、三六の三の一部、三七の一の一部、三七の二、三七の四の一部、三七の五の一部、三七の八の一部、三七の九、三七の一〇、三八の三から三八の六まで、三八の八から三八の一〇まで、三九の六から三九の八まで、四〇の一、四〇の九、四一の六、四二の一、四二の三の一部、四二の四から四二の一〇まで、四三の一、四三の二の一部、四三の三から四三の一七まで、四三の一八の一部、四四の一部、四五、四七の一部、四七の二の一部、四八の一から四八の四まで、四九、五〇の一、五〇の二、五一の一から五一の一〇まで、五二、五三の一、五三の六、七九の三から七九の三五まで、八〇の一、八〇の二、八〇の六、八〇の一七、八〇の一八の一部、八〇の二二、八〇の二三、八〇の二四の一部、八〇の二五の一部、八〇の二六、八一の一、八一の二の一部、八一の三、八一の四、八一の五の一部、八一の六の一部、八一の七から八一の九まで、八七の一の一部、八七の二の一部、八九から九二までの各一部、九九の四〇の一部、九九の四一、九九の四二の一部、九九の四五から九九の四七までの各一部、九九の五〇の一部、九九の五一の一部、一〇〇の一の一部、一〇〇の二、一〇〇の三の一部、一〇〇の四、一〇〇の五、一四三の三の一部、一五一、二一九から二二一までの各一部、大字八ッ役字上林七八の五九、七八の六七の一部、一二八の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を新たに第二間屋町一丁目とする。

大字浜田字豊田一六七の二の一部、一六七の三の一部、大字八ッ役字矢作一の四九の一部、三五の二、三六の二の一部、三六の三の一部、三七の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字八ッ役字上林一二八の七、一二八の一に隣接する大字浜田字豊田の水路である国有地の一部を大字八ッ役字上林に編入する。

青森県告示第三百七十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条の二第三項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第三号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第六項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十三年六月一日

青森県知事 木 村 守 男

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
八戸市大字湊町字大沢二八の一六 尾崎 守忠	はちのへ第一区	総トン数二十ト ン以上百トン未 満の漁船により まき網を使用し て営む漁業
八戸市新湊一丁目二二の二一 大山 由蔵		

青森県告示第三百七十二号

森林法施行令(昭和二十六年政令第百七十八号)第四条の二第三項の規定により、平成十三年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十三年六月一日

青森県知事 木 村 守 男

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保 安 林 種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川く笹内川	水源かん養保安林	一七六・九八
岩木川下流	"	六八・九六
岩木川上流	"	一、一〇九・九二
平川	"	五三二・三七

浅瀬石川	"	六六〇・三二
今別川く蟹田川	"	二六〇・五〇
青森地区	"	五九八・四八
下北東部	"	七四・三〇
下北西部	"	五二・一五
上北地区	"	二一・〇〇
七戸川	"	五八九・五九
奥入瀬川	"	六七七・一四
馬淵川下流	"	九〇〇・四四
新井田川	"	一三四・一九
中村川く笹内川	土砂流出防備保安林	一五九・八四
岩木川下流	"	三〇二・一四
岩木川上流	"	七・四〇
平川	"	四〇・六八
浅瀬石川	"	一〇六・三四
今別川く蟹田川	"	一八・一〇
青森地区	"	一四九・三八
下北東部	"	一四八・四三

〃 深浦町	西津軽郡鯨ヶ沢町	八戸市	上北郡百石町	三沢市	〃 横浜町	〃 六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡市浦村	西津軽郡木造町	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部
〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃
〇・八〇	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・四八	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	一九・二一	六・二〇	六・一四	九二・七九	九一・九四	一・二四	六四・二五	二二・四四

上北郡百石町	十和田市	三沢市	〃 上北町	〃 七戸町	〃 横浜町	〃 六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	〃 金木町	〃 鶴田町	北津軽郡市浦村	五所川原市	〃 木造町	〃 車力村	〃 森田村	〃 岩崎村
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三二・八〇	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・三〇	三・二八	一五・九〇	〇・〇二	五五・七〇	六九・二〇	〇・八四	〇・六〇

北津軽郡中里町	千害防備保安林	二・四〇
青森市	〃	一・七六
東津軽郡三厩村	〃	〇・〇八
〃 平内町	〃	〇・九〇
下北郡大間町	〃	三・六〇
〃 川内町	〃	二五・九四
〃 脇野沢村	〃	五・〇二
上北郡東北町	〃	〇・三八
〃 七戸町	〃	二・九四
十和田市	〃	二・七四
三沢市	〃	三・二六
上北郡六ヶ所村	〃	四八・二八
三戸郡階上町	〃	三・九四
〃 三戸町	〃	六・五八
〃 福地村	〃	八・八六
津軽地区	保健保安林	一五五・五八
南部地区	〃	八六・六七

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、十三湖土地改良区の定款の変更を平成十三年五月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十三年六月一日

青森県知事 木 村 守 男

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、八戸地区の県営土地改良事業（広域営農団地農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年六月一日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年六月四日から同月二十九日まで

三 縦覧の場所

八戸市庁

名川町役場

階上町役場

福地村役場

南郷村役場

換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、青森市三好土地区画整理組合から青森都市計画事業三好土地区画整理事業施行地区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成十三年六月一日

青森県知事 木村守男

換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、青森市八ッ役土地区画整理組合から青森都市計画事業八ッ役地区土地区画整理事業施行地区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成十三年六月一日

青森県知事 木村守男

出先機関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百二十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十三年六月一日

上北地方農林水産事務所長 工藤洋一

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十二年災農地災害復旧事業 三六一一	十和田市	平成一三・三・九

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年六月一日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

十二年度農地災害復旧事業 四六一一	天間林村	一三・三・三六
十二年度農地災害復旧事業 四六一二	〃	〃
十二年度農地災害復旧事業 四六一〇一	〃	〃
十二年度農地災害復旧事業 四六一〇二	〃	〃
十二年度農地災害復旧事業 四二一一	六戸町	一三・三・三九
十二年度農地災害復旧事業 四一一〇一	十和田湖町	一三・三・三三
十二年度農地災害復旧事業 四一一〇二	〃	一三・三・三三
十二年度農地災害復旧事業 三六一一	〃	一三・三・三六
十二年度農地災害復旧事業 三六一〇一	〃	〃
十二年度農地災害復旧事業 三六一〇二	〃	〃

平成三・五・三 第一八七三号	発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペー ジ	段	行	誤	正
告示	第三五六号	四	下	後ろか ハ	十四秒	一四秒		

漁港漁場整備課

平成三・五・九 第一八六七号	発行年月日 発行番号	目 次	区 分	番 号	ペー ジ	段	行	誤	正
告示	第三三三三号	一	上	二	後ろか 四	第二号	第一号		
二	一	下	五	第二号	第一号	第二号	第一号		

正 誤

財 政 課

同	右	同	同	同	同	同	同	同	同
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	CR出前一丁ST	CR出前一丁DZ	CRレッツゴーザウルスL	CRファイバーもののけGP	ドラゴンダイス	セブングラーズII	同	同
型 式									
名									
製造業者又は輸入業者名	株式会社サンセイアールア ンドデイ	株式会社高尾	株式会社三共	アイジーティージャパン株 式会社	株式会社ネット				

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
右	右	右	右	右	右	右	右	右	右
ポーカーゲーム	ポーカーゲームー30	アロットA	ニュータイリョウ	ロン	ソードバトルA				
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
右	右	右	右	右	右	右	右	右	右
株式会社北電子	株式会社ユニオンマシーナ リ								